

第22回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年1月31日 13:30～15:00
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 第3委員会室
3. 出席委員
- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 志賀 忠浩委員 | 2番 山崎 隆史委員 | 3番 福西 範委員 |
| 6番 金子 靖委員 | 7番 村上 正人委員 | 8番 佐藤 裕司委員 |
| 9番 稲場 洋二委員 | 10番 細川 裕委員 | 11番 野村 照明委員 |
| 12番 大畑 礼子委員 | 13番 松下 裕幸委員 | 15番 熊坂 隆雄委員 |
| 17番 野澤 勲委員 | 18番 廣瀬女公美委員 | 20番 清水 幸治委員 |
| 21番 浅野 徳昭委員 | | |
- (以上 16名)
4. 欠席委員
- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 4番 成田 俊英委員 | 5番 大坂 博文委員 | 14番 菊池 利治委員 |
| 16番 田井 克廣委員 | 19番 佐藤 泰正委員 | |
5. 参 与 者
- 農業委員会事務局
事務局長 永洞 直哉 次長 秋元 公宏 主査 高山 直樹
農地台帳システム担当員 藤本 恵美 農地業務員 杉野 恵 農地業務員 熊野 香苗
(以上 6名)
- 会議録署名委員の指名
- | |
|------------|
| 1番 志賀 忠浩委員 |
| 6番 金子 靖委員 |
6. 議事日程
- 会期決定について 令和2年 1月 31日 (1日)
- 報告第47号 現況証明願について (市街化区域)
報告第48号 農業経営証明願について
議案第109号 現況証明願について
議案第110号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第111号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について
議案第112号 釧路市農業委員会処務規定の一部改正について

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。
只今より第22回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は16名です。
議事録署名人に1番、志賀忠浩委員、6番、金子靖委員を指名しますので、よろしく
お願い致します。
なお、会期は本日1月31日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
永洞事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧ください。

(以下 会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはあ
りませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が
2件ございます。
報告第47号「現況証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第47号「現況証明願」について
ご報告致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地
であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑である、XXXXXXXXXX、他10筆、面積合計がXXXXXX㎡の
土地について、所有者であるXXXXXXXXXX氏より現況証明願があり、12月24日、事務
局職員3名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況
は雑種地でしたので、12月26日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の市街化区域内の「現況証明願」についてご報告致します。

議長
野村会長

ただいま報告がありました「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて報告第48号「農業経営証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは議案書8ページにございます、報告第48号「農業経営証明願」についてご報告致します。

今回は、阿寒地区で2件の申請がございました。

議案書9ページの表の1番ですが、[]の[]氏より、外国人技能実習生制度の活用のため、12月19日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の2番ですが、[]の[]氏より、外国人技能実習生制度の活用のため、12月19日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、2件の「農業経営証明願」についてご報告致します。

議長
野村会長

ただいま報告がありました「農業経営証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

委員
野澤委員

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。
議案第109号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書の10ページにございます、議案第109号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、釧路地区で1件の申請がございました。

議案書11ページの表の1番は、資料が12ページと13ページにございます。

公簿地目が牧場である、[]、面積[]㎡の土地について、所有者である[]氏より現況証明願がございました。

1月17日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

以上、1件の「現況証明願」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がりましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の清水幸治委員から報告をお願いします。

委員
清水委員

議案第109号「現況証明願」の1番について調査報告をいたします。

願い出のありました[]は、[]氏が所有する、公簿地目が牧場の農振農用地外の市街化調整区域にある面積[]㎡の土地であります。

令和2年1月17日、釧路地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を実施したところ、農地採草放牧地以外で、利用状況は原野であることを確認しました。
以上、調査報告しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

清水委員、ありがとうございました。
それでは、議案第109号「現況証明願」について審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第109号「現況証明願」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第109号「現況証明願」の1番については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書の14ページにございます、議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、音別地区で3件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書15ページの表の1番は、資料が16ページから17ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に■■■■円で売買を行うものです。

次に、表の2番は、資料が16ページと18ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に無償による所有権移転を行うものです。

次に、表の3番は、資料が19ページから22ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に無償による所有権移転を行うものです。

以上、3件の「農用地利用集積計画の決定」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定について」審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」については原案のとおり決定致します。

次に、議案第111号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について事務局より説明して下さい。

事務局
永洞事務局長

議案書23ページにございます、議案第111号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について説明致します。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会は、この報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回は2件の報告がございました。

議案書24ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、XXXXXXXXXXの平成31年3月決算の報告となります。

本件は、農地所有適格法人報告書において、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

次に、農地所有適格法人要件確認書の2番は、XXXXXXXXXXの令和元年9月決算の報告となります。

本件は、農地所有適格法人報告書において、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

以上、2件の「農地所有適格法人の報告」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明のありました「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議に入りますが、本件につきましては、菊池利治委員と大坂博文委員が役員を務める法人の案件であり、議事参与の制限にあたりませんが、菊池利治委員と大坂博文委員は本日欠席しておりますので、一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第111号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第111号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」については、原案のとおり決定致します。

次に、議案第112号「鉏路市農業委員会処務規程の一部改正」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
永洞事務局長

議案書25ページでございます、議案第112号「鉏路市農業委員会処務規程の一部改正」について説明致します。

資料は26ページと27ページでございます。

令和元年11月の「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により、農地法の一部が改正されたことに伴い、法の引用条項について規定の整備を行うものでございます。

以上、「鉏路市農業委員会処務規程の一部改正」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明のありました「鉏路市農業委員会処務規程の一部改正」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第112号「鉏路市農業委員会処務規程の一部改正」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第112号「鉏路市農業委員会処務規程の一部改正」について、原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和2年 1月 31日

議 長 野 村 照 明

署名委員 志 賀 忠 浩

署名委員 金 子 靖

